

発議第 15 号

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり規則案を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

提出者 議会運営委員会 委員長 野崎 幸雄

庄原市議会議長 様

〔提案理由〕

投票システムの導入に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

庄原市議会会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 70 条第 2 項中「記名」の次に「、押しボタン式」を加える。

第 71 条第 1 項中「記名」の次に「、押しボタン式」を加え、同条第 2 項中「記名投票と無記名投票」を「2 以上の投票」に改める。

第 72 条の次に次の 1 条を加える。

（押しボタン式投票）

第 72 条の 2 押しボタン式投票を行う場合は、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は投票機の反対のボタンを押すことによって投票をしなければならない。

第 74 条に次の 1 項を加える。

2 押しボタン式投票を行う場合には、第 30 条（投票の終了）、第 32 条第 1 項（選挙の報告）及び第 34 条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

第 78 条中第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 押しボタン投票における賛否の氏名

附 則

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。